

秋田市 e－市民認定システム事業実施要綱

〔平成26年 3月20日〕
市長 決 裁

市民版 I S O（e－市民認定システム）事業実施要綱（平成16年 6月14日市長決裁）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、e－市民認定システムを通して地球環境問題を自らの問題として捉え、省エネルギー、ごみの減量等（以下「省エネ等」という。）の身近な取組を実践する市民に対し、環境配慮行動に資する賞品（以下「賞品」という。）と交換可能なポイントを付与することにより、市民の環境に配慮した行動の支援および普及促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) e－市民 環境配慮に進んで取り組む市民であって、次条の登録を受けたものをいう。
- (2) e－市民認定システム e－市民が市職員等から指導助言を受けながら、各世帯におけるエネルギーの使用実態およびごみの排出状況等を把握して省エネ等の取組を行い、その成果に応じて市長が初級コース、中級コース又は上級コースのいずれかに認定する仕組みをいう。
- (3) 本事業 e－市民がe－市民認定システムを通して省エネ等に取り組むとともに、当該取組に応じて付与されたポイントと賞品とを交換する事業をいう。
- (4) 初級コース e－市民認定システム登録用紙（様式第1号）を提出し、一定の取組の成果を上げたe－市民が認定されるコースをいう。
- (5) 中級コース 初級コースを修了したe－市民のうち、取組を継続する意思を有し、引き続き一定の取組の成果を上げた者が認定されるコースをいう。

(6) 上級コース 中級コースを修了した e-市民のうち、取組を継続する意思を有し、引き続き一定の取組の成果を上げた者が認定されるコースをいう。

(7) ポイント 市民が本事業に参加し、節電行動等により市長から付与され、賞品と交換できる e-市民アクションポイントをいう。

(e-市民の登録)

第3条 e-市民の登録を受けようとする者は、e-市民認定システム登録用紙により市長に申込みをするものとする。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、当該申込みのあった日から起算して14日以内に登録の可否を決定するものとする。

3 前項の場合において、登録することとしたときはe-市民認定システム登録通知書(様式第2号)、登録しないこととしたときはe-市民認定システム不登録通知書(様式第3号)により通知するものとする。

4 第2項の規定により登録を受けたe-市民は、当該登録と同時に初級コースに登録したものとみなす。

5 e-市民の登録を受けられる者は、1世帯当たり1人とする。

(欠格事由)

第4条 次に掲げる事由に該当する者は、e-市民として登録できないものとする。

(1) 市内に住所を有していない者

(2) 集合住宅に居住する場合において、冷暖房又は給湯用のボイラーが共有であって、各住戸に熱を配る方式をとっていない形態であるとき(各住戸にメーターが設置され、各世帯の光熱水の使用量が明確となっている場合を除く。)

(3) 集合住宅に居住する場合においては、台所および便所が共同であり、風呂が戸別に設置されていないとき。

(4) 住居の一部を他人に部屋貸しをしている場合

(5) 市税の滞納がある場合

(6) 電気の使用に係る契約の位置(東北電力株式会社と契約する場合においては、当該契約書に「需要場所」と記載されているものをい

う。)が市内にない場合

(7) 電気の使用に係る契約が専ら契約者の居住に供する建物に係る契約でない場合

(取組記録用紙の提出等)

第5条 e-市民は、2箇月ごとに省エネ等の取組を記録した取組記録用紙(様式第4号。以下「取組記録用紙」という。)を環境総務課に提出するものとする。

2 環境総務課職員(以下「担当職員」という。)は、取組記録用紙の内容に基づき、設備機器の使い方、エネルギーの使用量および用途その他当該世帯の生活実態について調査を行うものとする。

3 担当職員は、前項の調査結果を基に、e-市民に対し、省エネ等の効果的な取組に関する指導助言を行うものとする。

(ポイントの付与および修了認定)

第6条 市長は、取組記録用紙により報告された省エネ等の取組について、別表1および別表2の左欄および右欄の区分に従い、同表の中欄に定めるポイント数を付与するものとする。

2 市長は、e-市民が別表3の左欄の区分に従い、同表の右欄に定めるポイント数に到達したときは、当該コースの修了を認定し、初級コースの認定はe-市民初級認定証(様式第5号)を、中級コースの認定はe-市民中級認定証(様式第6号)を、上級コースの認定はe-市民上級認定証(様式第7号)をそれぞれ授与するものとする。

(中級・上級コースの登録等)

第7条 初級コースの修了の認定を受けた者のうち希望する者は、中級コースに登録し、その取組を継続することができるものとする。

2 中級コースの修了の認定を受けた者のうち希望する者は、上級コースに登録し、その取組を継続することができるものとする。

3 上級コースの修了の認定を受けた者のうち希望する者は、e-市民の登録およびその取組を継続することができるものとする。

(賞品の交付申込等)

第8条 e-市民のうち、別表4の右欄に定める条件を満たし、賞品の交

付を受けようとする者は、当該申込みに係るポイントを付与された期間の電気ご使用量のお知らせ（検針票）の原本又は写しを添付し、eー市民アクションポイント賞品交付申込書（様式第8号）により、市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定により提出された書類は、返却しないものとする。

（賞品の交付決定等）

第9条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、当該提出のあった日から起算して30日以内に賞品の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の場合において、賞品を交付することと決定したときはeー市民アクションポイント賞品交付決定通知書（様式第9号）を添付し、当該賞品を申込者に交付するものとする。

（登録の廃止等）

第10条 eー市民のうち次に掲げる事由に該当する者は、速やかに、eー市民認定システム登録廃止届出書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

(1) eー市民認定システムへの登録の廃止を希望する者

(2) 第4条各号のいずれかに該当することとなった者

2 市長は、前項の登録廃止届出書の提出があった場合は、当該eー市民の登録を廃止し、eー市民認定システム登録廃止通知書（様式第11号）により通知するものとする。

3 市長は、eー市民のうち直近の取組記録用紙の提出から3箇月以上取組記録用紙の提出がない者について、eー市民認定システム継続確認書（様式第12号）により継続の意思を確認するものとする。この場合において、おおむね30日以内に継続の意思を確認できないときは、当該eー市民の登録の効力を停止し、当該確認書の送付の日から2箇月経過した日以後にeー市民認定システム登録抹消通知書（様式第13号）により通知するものとする。

4 第2項の登録廃止通知書又は前項の登録抹消通知書による通知書を受けた者が保有するポイントは、失効するものとする。

(本事業の終了)

第11条 市長は、本事業を終了しようとするときは、終了する3箇月前までに、e-市民認定システム終了通知書(様式第14号)によりe-市民に通知するものとする。

2 ポイントは、事業終了時点で全て失効するものとする。

(会報の発行)

第12条 地球温暖化対策担当課長は、e-市民の各コースの認定を受けようとする者の取組を促進するため、定期的に会報を発行するものとする。

(運営および管理の委託)

第13条 市長は、e-市民認定システムの運営および管理に関する業務の一部又は全部について、市内に事務所等を有する企業、団体等に委託することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(改正前の要領の規定によるコース認定の効力の取扱い)

2 改正前の市民版ISO(e-市民認定システム)事業実施要領の規定による初級、中級又は上級の各コースの認定の効力については、改正後の要綱の規定による認定の効力として引き継がないものとする。

別表 1（第 6 条関係）

節 電 行 動

対象となる行動	ポイント	付与する時点等
電気使用量を、前年同月の使用量よりも減少させた場合	2	取組記録用紙提出時（月ごとに付与）

別表 2（第 6 条関係）

環 境 配 慮 行 動

対象となる行動	ポイント	付与する時点等
取組記録用紙の提出	1	取組記録用紙提出時（月ごとに付与）
緑のカーテンの設置	2	写真コンテスト応募時
環境展への参加	1	環境部ブース訪問時（家族での参加の場合は、人数分付与）
市が貸し出す省エネナビの取付け	2	省エネナビ返却時

別表 3 (第 6 条関係)

認 定 ポ イ ン ト

コース名	認定ポイント
初 級 コース	5
中 級 コース	10
上 級 コース	20

別表 4（第 8 条関係）

交 付 対 象 賞 品

対象賞品	交付条件
エコスポンジ、布バッグ、冷蔵庫保冷カーテン等（300円相当）	初級および中級コース認定時（1人1回に限る。）
LED電球、充電式電池、節水シャワーヘッド等（1,000円相当）	上級コース認定時および上級コース認定後20ポイント到達ごと

様式第1号（第2条関係）

e-市民認定システム登録用紙

記入日	年 月 日
(ふりがな) 氏 名	
住 所	〒
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電子メールアドレス	
登 録 愛 称	※10文字以内でご記入ください。
建物の種類	該当する方の□に✓印を付けてください。 □一戸建 □集合住宅
世帯の人数	人
ごみ収集日	該当する方の□に✓印を付けてください。 □月・木曜日 □火・金曜日
確 認 事 項	該当しないことを確認後、□に✓印を付けてください。 □集合住宅にお住まいの場合、光熱水量のメーターが各住戸にそれぞれ独立して付いている（共用でない） □集合住宅にお住まいの場合、台所や便所、風呂が各住戸にそれぞれ独立して付いている（共用でない） □住居の一部を他人に部屋貸ししていない □市税の滞納がない □電力の契約場所が市内である □電気の契約が居住している場所（自宅）である
そ の 他	該当する場合は、□に✓印を付けてください。 □ e-市民関係以外のお知らせは送付しないでほしい。

様式第2号（第3条関係）

e－市民認定システム登録通知書

環 総 第 号
年 月 日

様

秋田市長

年 月 日付けであったe－市民認定システムの登録
申込について、下記のとおり登録しましたので、秋田市e－市民認定
システム事業実施要綱第3条第3項の規定により通知します。

記

- 1 登録者名
- 2 登録者住所
- 3 登録日
- 4 e－市民ID
- 5 登録愛称

担 当 秋田市環境部環境総務課
地球温暖化対策担当
直通
F A X

様式第3号（第3条関係）

eー市民認定システム不登録通知書

環 総 第 号
年 月 日

様

秋田市長

年 月 日付けであったeー市民認定システムの登録
申込について、下記の理由により登録しないことと決定したので、秋
田市eー市民認定システム事業実施要綱第3条第3項の規定により通
知します。

記

不登録の理由

担 当 秋田市環境部環境総務課
地球温暖化対策担当
直通
F A X

様式第 8 号（第 8 条関係）

e - 市民アクションポイント賞品交付申込書

年 月 日

（宛先）秋田市長

氏名

住所

e - 市民 I D

秋田市 e - 市民認定システム事業実施要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記の賞品の交付を申し込みます。

なお、この事業を適正に行うために必要な範囲内において、居住状況、納税状況その他の個人情報を市が確認することに同意します。

記

- 1 到達ポイント _____ ポイント
- 2 交付希望賞品

賞品名	備考（規格等）

※賞品の詳細については別紙カタログを参照

- 3 節電につながった主な取組

次の例のように、具体的に記入してください。

（例：こまめに電気を消した、一つの部屋に集まった など）

--

様式第9号（第9条関係）

e-市民アクションポイント賞品交付決定通知書

環 総 第 号
年 月 日

様

秋田市長

年 月 日付けであったe-市民アクションポイント賞品の交付申込について、下記のとおり決定したので、秋田市e-市民認定システム事業実施要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

交付する賞品

担 当 秋田市環境部環境総務課
地球温暖化対策担当
直通
F A X

様式第10号（第10条関係）

eー市民認定システム登録廃止届出書

年 月 日

（宛先）秋田市長

住所

氏名

下記により、eー市民認定システムの登録を廃止したいので、秋田市eー市民認定システム事業実施要綱第10条第1項の規定により届出します。

記

1 登録者

氏 名 _____

住 所 _____

eー市民ID _____

2 廃止理由（当てはまる理由の□に✓印を付けてください。）

自身の希望による

市外転出のため

転居により要綱第4条の欠格事由に該当することとなったため

その他（具体的に）

[]

e－市民認定システム登録廃止通知書

環 総 第 号
年 月 日

様

秋田市長

年 月 日付けであったe－市民認定システム登録廃止届出により、下記のとおり廃止したので、秋田市e－市民認定システム事業実施要綱第10条第2項の規定により通知します。

なお、あなたが保有していたe－市民アクションポイントについては、登録廃止日をもって失効しました。

記

- 1 登録者名
- 2 登録者住所
- 3 登録廃止日
- 4 e－市民ID
- 5 登録愛称

担 当 秋田市環境部環境総務課
地球温暖化対策担当
直通
F A X

e－市民認定システム継続確認書

環 総 第 号
年 月 日

様

秋田市長

年 月 日付けで行ったe－市民認定システムの登録について、継続の意思を確認します。

については、下記連絡先まで、電話、FAX又は電子メールにより継続の有無をご回答ください。

なお、年 月 日までに担当宛にご連絡がない場合は、登録を抹消し、e－市民アクションポイントが失効することがありますので、あらかじめご了承ください。

記

連絡先（市担当職員）

住所

氏名

電話

FAX

電子メールアドレス

担 当 秋田市環境部環境総務課
地球温暖化対策担当
直通
FAX

eー市民認定システム登録抹消通知書

環 総 第 号
年 月 日

様

秋田市長

年 月 日付けでeー市民認定システム継続確認書を送付しましたが、eー市民認定システムの登録に関し、継続の意思を確認できませんでしたので、年 月 日をもって下記のとおり抹消したことを、秋田市eー市民認定システム事業実施要綱第10条第3項の規定により通知します。

なお、あなたが保有していたeー市民アクションポイントについては、登録抹消日をもって失効しました。

記

- 1 登録者名
- 2 登録者住所
- 3 登録抹消日
- 4 eー市民ID
- 5 登録愛称

担 当 秋田市環境部環境総務課
地球温暖化対策担当
直通
F A X

様式第14号（第11条関係）

e－市民認定システム終了通知書

環 総 第 号
年 月 日

様

秋田市長

e－市民認定システム事業は、 年 月 日をもって終了しますので、e－市民認定システム事業実施要綱第11条第1項の規定により通知します。

なお、あなたが保有しているe－市民アクションポイントについては、同日をもって失効しますので、賞品と交換できる場合は、上記事業終了日の前までに（必着）、申込みをしてください。

担 当 秋田市環境部環境総務課
地球温暖化対策担当
直通
FAX